



必ず設置

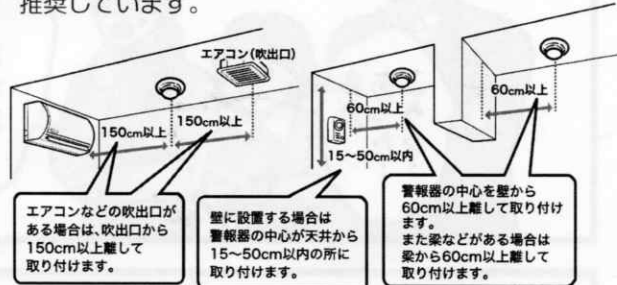
# 住宅用火災警報器の設置場所について



2008年6月よりすべての住宅の寝室に火災警報器の設置が義務付けられています。

建物によっては階段や廊下にも設置が必要です。

また、義務にはなっていませんが、台所への設置を推奨しています。



エアコンなどの吹出口がある場合は、吹出口から150cm以上離して取り付けます。

壁に設置する場合は警報器の中心が天井から15～50cm以内の所に取り付けます。

警報器の中心を壁から60cm以上離して取り付けます。また梁などがある場合は梁から60cm以上離して取り付けます。

取り付けの位置も、エアコンの吹出口の近くや壁の近くを避けて設置しましょう。

取り付け場所の詳細をWEBでもご確認できます



定期点検

## 定期的に動作確認を

春秋の火災予防運動の時期に火災警報器の動作確認を行いましょう。火災警報器にある点検ボタンを押すか点検紐をひっぱり確認することができます。動作確認をしても警報器が反応しない場合は、本体の故障か電池切れの可能性があります。本体または電池を交換しましょう。

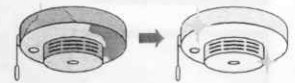


最長10年で交換

## そろそろ交換かも...

火災警報器が火災時以外に警報がなった場合は、故障の恐れがあります。取扱説

明書を確認するか、メーカーへお問い合わせください。設置から10年以上経過している場合は、本体内部の電子部品が劣化して火災を感知しなくなることが考えられるため、本体の交換を推奨しています。



## 住宅用火災警報器の疑問解決!

Q「万が一火災警報器が鳴ったら？」

A「火災の場合は大声で周囲に知らせながら避難してください。その後119番通報しましょう。

可能なら初期消火を。(火災でない場合は、停止ボタンを押すか換気などで煙を除去してください。)」

Q「火災警報器がひとりでも取り付けや点検できない場合はどうしたらいいの？」

A「ご自身で取り付けや点検ができない場合は、消防本部予防課または防災ボランティアへご連絡ください」

※ 交換や新規取り付けの場合は新しい住宅用火災警報器をご準備してからご連絡ください。

(防災ボランティア 問合せ先：090-4794-8863 (担当：伊藤))

Q「火災警報器はどこで購入できるの？」

A「一宮市の家電量販店様やホームセンター様にて販売されています。3,000円程度のものが多いようです。」

火災警報器でお困りごとやご不明点などございましたらお気軽に  
「予防課」までお問い合わせください。

一宮市消防本部

予防課

☎(0586)72-1280

✉ yobo@city.ichinomiya.lg.jp

後援／一宮市少年婦人防火委員会